

技能実習制度推進事業運営基本方針とは

- 技能実習制度が創設された平成5年に、技能実習制度の理念、仕組み及び運営の基本事項を明示するとともに、技能実習への移行対象職種や移行手続きを中心として技能実習制度推進事業の円滑かつ適正な実施を目的として、労働大臣名で官報公示したもの。
- 入管法令等の改正による技能実習制度の改正にあわせ、当基本方針も改正が必要。

技能実習制度推進事業運営基本方針改正の概要

(以下、下線部分が実質的な改正箇所)

I 総論

1 目的

技能実習制度の理念、仕組み及び運営の基本事項を明示

技能実習制度推進事業（委託事業）の円滑かつ適正な実施

2 理念

技能等の移転により、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力すること。

II 各論

2 対象技能

①単純作業でないこと、②母国において修得困難であり、帰国後に実習成果を活かせるもの、③技能実習2号へ移行できる職種・作業は、技能等の修得について技能検定等の公的評価が可能なもの

移行対象職種・作業を別表で明示。

4 技能実習生の受入れ等

監理団体が海外の送出し機関と連携し、技能実習生をあつせんすることは職業紹介事業に該当するので、職業紹介事業の許可・届出が必要。

募集時の労働条件等の明示。

5 (1) 技能実習計画の作成

計画には、到達目標と実習内容を具体的に明記するとともに、各年毎の技能検定の受験など修得した技能を評価する時期と方法を明記。

技能等修得の目標の明示

→1年目は技能検定基礎2級合格（2年目（技能実習2号）に移行するための条件）

→2年目は基礎1級、3年目（修了時）は3級合格が目標

技能実習計画に含むことができる作業範囲の考え方→ 移行対象職種・作業のほか、全体の計画時間のおおむね半分以下を限度として、関連する職種・作業を含めることが可能。

5（2）適正な雇用契約の締結

入国前の雇用契約の締結。団体監理型の雇用契約の始期は、初期講習終了後。

5（3）労働関係法令の適用等

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法等の遵守

6 技能実習2号への移行

技能実習2号への在留資格変更の可否は、修得技能等の評価、技能実習計画の評価、在留状況を考慮して、法務大臣が決定。

技能実習2号の技能実習計画の評価は、推進事業実施機関が実施。

7 修得技能等の評価

技能実習2号への移行に係る修得技能等の評価は、技能検定及び推進事業実施機関が認定した評価システムに基づき、推進事業実施機関が実施。

推進事業実施機関は、修得技能等の評価の受験手続を支援。

実習実施機関は、成果の確認と実習生の帰国後のキャリア形成に資するため、技能実習計画に基づき修得した技能等を評価。

1 1 推進事業実施機関の役割等

【委託事業】

技能実習2号の技能実習計画の評価（II-6）

技能実習2号への移行時の修得技能の評価（II-7）

技能検定以外の修得技能等の評価システムの認定（II-7）

修得技能等の評価の受験手続の支援（II-7）

その他監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援

巡回指導、技能実習指導員の養成、技能実習生手帳の発給、技能実習の継続が不可能となった場合の実習継続支援、技能実習生に対する母国語電話相談等

【実施に努める事業】

モデル労働契約書等の作成・普及

技能実習制度推進事業運営基本方針

厚生労働大臣公示

平成 5 年 4 月 5 日

(平成 9 年 4 月 24 日一部改正)

(平成 12 年 7 月 3 日一部改正)

(平成 16 年 4 月 19 日一部改正)

(平成 20 年 7 月 28 日一部改正)

(平成 22 年 1 月 22 日一部改正)

I 総論

1 基本方針の目的

この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及び運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、技能実習生、監理団体、実習実施機関その他の関係者の技能実習制度に対する理解を深めるとともに、厚生労働省の委託事業である技能実習制度推進事業の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。

2 技能実習制度の基本理念

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする。

3 技能実習生、監理団体及び実習実施機関の責務

(1) 技能実習生の責務

技能実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、技能実習期間を通じ、技能実習計画並びに監理団体及び実習実施機関の指導に従い、技能等の修得に精励するとともに、帰国後は修得した技能等を母国の経済発展のために活かすよう努めるものとする。

(2) 監理団体及び実習実施機関の責務

監理団体及び実習実施機関は、技能実習制度の基本理念の下に、実効ある技能等の修得が図られるように取り組むものとする。

4 出入国管理上の取扱い

出入国管理上の取扱いについては、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）等において定められるものであり、この基本方針における出入国管理上の取扱いに係る記述は、これらにおいて定められているところによる。

5 定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「技能実習制度」とは、外国人が入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留し、技能等を修得する制度をいう。
- (2) 「技能実習 1 号」とは、本邦に入国して従事する入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄の第 1 号に掲げる活動をいう。
- (3) 「技能実習 2 号」とは、技能実習 1 号の活動に従事して技能等を修得した後、在留資格の変更の許可を受けて従事する入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄の第 2 号に掲げる活動をいう。
- (4) 「技能実習生」とは、技能実習制度の下で、技能実習 1 号又は技能実習 2 号の活動に従事する者をいう。
- (5) 「企業単独型」とは、外国にある合弁企業、子会社等の従業員を技能実習生として受け入れて行う入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄の第 1 号イ及び第 2 号イに規定する技能実習の形態をいう。
- (6) 「団体監理型」とは、監理団体の責任と監理の下で、当該団体の会員企業等において実習を行う入管法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄の第 1 号ロ及び第 2 号ロに規定する技能実習の形態をいう。

II 各論

1 技能実習の期間

- (1) 技能実習の期間は、技能実習 1 号と技能実習 2 号の期間を合わせて 3 年以内とする。

- (2) 技能実習 2 号に移行する場合、技能実習 1 号の期間は、1 年以内とする。
- (3) 技能実習 2 号は、技能実習 1 号の期間のおおむね 1.5 倍の期間以内の期間（技能実習 1 号の期間が 9 箇月を超えるものである場合は、この限りでない。）とする。

2 対象技能等

- (1) 技能実習 1 号の対象技能等は、技能実習生の母国において修得することが不可能又は困難であり、帰国後我が国において修得した技能等を活かすことが予定されているもの（技能実習生送出国のニーズに合致するもの）であって、かつ、同一の作業の反復のみによって修得できるものではないものとする。
- (2) 技能実習 2 号の対象技能等は、技能実習 1 号で修得した技能等に習熟するものであって、一定水準以上の技能等を修得したことについて公的に評価できるものとして別表に掲げる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）に従事するのに必要な技能等とする。
- (3) (2)の対象技能等に係る公的評価制度については、技能実習制度推進事業の実施機関（以下「推進事業実施機関」という。）が、有識者により構成する会議（以下「公的評価システム認定会議」という。）を設置し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を審議の上、認定し、公表するものとする。

3 技能実習 2 号への移行者

- (1) 技能実習 2 号への移行者は、技能実習 1 号の技能実習期間において一定水準以上の技能等を修得し、当該技能等についての公的な評価に合格し、在留資格の変更（技能実習 1 号から技能実習 2 号への在留資格の変更をいう。）が許可された者とする。
- (2) 技能実習 2 号は、技能実習 1 号と同一の職種及び作業に従事するのに必要なより実践的な技能等について、同一の実習実施機関において実施されるものとする。

4 技能実習生の受入れ等

(1) 技能実習生のあっせん

- イ 技能実習制度は、労働力を受け入れる制度ではなく、技能等の開発途上国等への移転による国際協力を目的とする制度であることから、営利を目的として、技能実習生を実習実施機関にあっせんすることは、制度の趣旨に反し認められないものである。
- ロ 団体監理型の技能実習においては、監理団体が送出し機関と連携し、技能実習生を実習実施機関にあっせんをすることは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）上の職業紹介事業に該当することから、同法等に規定する職業紹介事業の許可又は届出が必要である。なお、入管法令上、監理団体は営利を目的としない団体とされているほか、収益を得るあっせん行為は認められていない。

(2) 募集時の技能実習条件の明示

- イ 実習実施機関は、技能実習生の募集に当たっては、自ら又は監理団体若しくは送出し機関等を通して、技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、当該技能実習生になろうとする者の母国語によって作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習 2 号への移行に当たり受験することが必要な試験及びこれまでの合格実績並びに技能実習期間中の労働条件を明示するものとする。
特に、募集時に示した労働条件等と入国後の実態に齟齬が生じるとトラブルの原因になることから、賃金の決定、計算等の方法、食費、寮費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等、条件の詳細についてあらかじめ明示することが必要である。
- ロ イの文書には、技能実習 2 号への移行を予定しない場合にはその旨を、また、技能実習 2 号への移行を予定する場合には、3 の(1)の条件を満たさないときには、技能実習 2 号への移行が認められず、帰国しなければならない旨を、明記するものとする。

(3) 実習実施機関が配慮すべき事項

- イ 実習実施機関は、国際協力としての技能実習制度の理念及び目的を理解するとともに、適正な技能実習条件の下、技能等の移転が確保できる指導体制が整備されており、また、入管法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令が遵守されていることが必要である。
また、実習実施機関は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、監理団体と連携して、快適な住環境を確保するとともに、食生活、医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要がある。
- ロ 技能実習生の受入れを予定する実習実施機関においては、技能実習生と雇用関係に入るものであることから、あらかじめ当該事業場の労働組合等と技能実習制度に関して協議することが

望ましい。

5 技能実習の実施に関し留意すべき事項

(1) 技能実習2号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成

- イ 監理団体及び実習実施機関（企業単独型にあっては実習実施機関）は、技能実習2号への移行を予定する技能実習生が技能実習1号及び技能実習2号の期間全体を通じて効果的な技能の修得が図られるよう技能実習計画を策定しなければならない。同計画の策定に当たっては、各段階の到達目標及び実習内容を具体的に明記するとともに、到達目標が達成されたことを確認するため、各年毎の技能検定等の受験など、修得した技能を評価する時期及び方法を明記する必要がある。
- ロ 技能実習1号の期間の計画については、入国当初の講習と併せて技能検定基礎2級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成するものとし、特に、安全衛生に関する技能等の修得について十分配慮されたものとする必要がある。
- ハ 技能実習2号の期間の計画は、技能実習1号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習2号を開始した日から1年を経過した日においては技能検定基礎1級に相当する技能等、2年を経過した日においては技能検定3級に相当する技能等が適切に修得できるものとする。
- ニ 技能実習計画には、移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等に加えて、当該移行対象職種・作業に従事する日本人労働者が通常従事するものとして関連する技能等を修得することを当該計画に含むことを妨げない。この場合、関連する技能等の修得に充てる時間は、全体の計画時間のおおむね半分以下とする。

(2) 適正な雇用契約の締結

- イ 実習実施機関は、雇用契約を入国前に締結し、団体監理型の雇用契約の始期については、監理団体が行う講習の終了後とする。
- ロ 入国後のトラブル防止の観点から、実習実施機関は、技能実習生が雇用契約の内容を十分に理解できるようにするため、技能実習生の母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 技能実習生に支払う賃金については、日本人が従事する場合に支払われる賃金と同等額以上の賃金を支払う必要がある。なお、技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生の技能修得意欲の向上が図られるよう配慮することが望ましい。
また、実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用を技能実習生に直接又は間接に負担させることはあってはならないものである。実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用としては、講習や監査の実施費用、相談体制の構築等の監理に要する費用、技能検定に関する費用等の教育訓練に要する費用、技能実習終了時の帰国旅費等がある。
- ニ 監理団体は、技能実習生と実習実施機関との労働関係に介入することとならないよう留意しつつ、生活管理、帰国担保及び技能実習計画に基づく実習の実施に関し、実習実施機関に対して必要な指導又は援助を行うものとする。

(3) 労働関係法令の適用等

技能実習生には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の労働者に係る諸法令が適用されることから、実習実施機関は、これを遵守する必要がある。

特に、賃金については、最低賃金額以上の額を支払う必要があるほか、食費、寮費等を控除する場合には法令に則った労使協定の締結が必要である。

また、この場合においても、控除する額は実費を超えてはならず、かつ、(2)のハのとおり、実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用を「管理費」等の名目で不当に控除することはできない。

さらに、技能実習生について適正に労働時間管理を行う必要があるほか、技能修得活動の一環としてやむを得ず時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労使協定の締結、割増賃金の支払い等法定の手続に則って行う必要がある。この場合においても、技能修得及び健康確保の観点から、恒常的な長時間労働とならないよう配慮する必要がある。

(4) 実習指導

実習実施機関は、技能実習計画に基づき、定期的に技能実習生の技能等の修得状況を確認し、個々の技能実習生の習熟度に応じた適切な実習指導を行うよう努めるものとする。また、入管法等の規定により、実習実施機関に配置することとされている技能実習指導員については、対象技能等に係る公的な資格を取得する等その指導能力の向上に努めるものとする。

6 技能実習2号への移行

- (1) 技能実習2号への移行を希望する技能実習生は、修得技能等について評価を受けなければならない。当該評価は、7に定めるところによる。監理団体又は実習実施機関は、技能実習2号の技能実習計画について評価を受けなければならない。当該評価は、技能実習1号での修得技能等の成果を踏まえたより実践的な技能等を修得する上での適合性の観点から、推進事業実施機関が行う。
- (2) 在留資格変更の可否は、(1)の修得技能等の評価、技能実習計画の評価及び技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣により決定される。
なお、法務省では、在留資格変更申請について、技能実習1号の期間満了のおおむね1箇月前までに行わせるよう取り扱うこととなっている。
- (3) 技能実習2号への移行を希望する技能実習生は、原則として技能実習1号の期間が終了する4箇月前までに、推進事業実施機関に対し、氏名、性別、送出国、修得を希望する移行対象職種・作業の種類、技能実習2号への移行のために受験を予定する検定・資格試験等、受験を希望する時期その他必要な事項を明らかにして修得技能等の評価を受けることを申し出るものとし、実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図って、その手続について必要な援助を行う。
- (4) 実習実施機関は、自ら又は監理団体を経由して、在留資格の変更の許可を受けて技能実習2号に移行した者の氏名等を推進事業実施機関に報告するものとする。
- (5) 予定されている技能実習2号の技能実習期間が1年を超える場合には、技能実習2号への移行後おおむね1年に達した時点において、技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣が在留期間更新の可否を決定する。

7 修得技能等の評価

(1) 修得技能等の評価システム等

- イ 技能実習2号への移行に係る修得技能等の評価は、検定・資格試験等を実施している技能検定実施機関等(以下「公的評価機関」という。)の評価制度を踏まえた仕組みによる客観的かつ公正な評価に基づき、推進事業実施機関が行う。
- ロ 推進事業実施機関の修得技能等の評価の基とする公的評価機関の評価制度の仕組み(以下「評価システム」という。)は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく技能検定及び2の(3)の規定により、認定されたものとする。

(2) 修得技能等の評価の受験手続等

- イ 推進事業実施機関は、6の(3)の申し出があった場合は、技能実習の内容、受験を希望する検定・資格試験等、受験希望時期等に応じ、評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受験日等の連絡を行うものとする。
- ロ 技能実習生は、検定・資格試験等を原則として技能実習1号の期間の4分の3程度を経過した後を受けるものとする。
- ハ 技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る評価システムによる検定・資格試験等を受験するものとする。
なお、在留資格の変更の申請前であれば、1回に限り再受験することができる。
- ニ 実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受験について必要な支援を行うものとする。
- ホ 公的評価機関は、速やかに検定・資格試験等の結果を推進事業実施機関に対し通知するものとする。推進事業実施機関は、その結果を取りまとめ、法務省に報告するものとする。

(3) 技能実習終了時の修得技能等の評価

- イ 実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受験その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。
- ロ 実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受験等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

8 技能実習状況の把握等

厚生労働省においては、推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出に基づき技能実習生の実態を把握し、監理団体及び実習実施機関に対し、雇用の安定、雇用管理の改善、労働条件及び安全衛生の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。

9 帰国担保

- (1) 実習実施機関（企業単独型に限る。）又は監理団体（団体監理型に限る。）は、技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じなければならない。帰国担保措置の中心となる帰国旅費については、監理団体又は実習実施機関においてその全額を負担しなければならない。また、技能実習生が技能実習を終了して帰国した場合又は実習の継続が不可能となる事由が生じた場合には、当該事実を推進事業実施機関に報告するものとする。なお、監理団体等において、法務省令の規定に基づき地方入国管理局への報告を行わなければならない場合がある。
- (2) 推進事業実施機関は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、送出し機関及び監理団体との連携及び協力を図るものとする。

10 技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い

- (1) 技能実習の継続が不可能となった場合には、監理団体又は実習実施機関は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、推進事業実施機関に報告するものとする。
- (2) 技能実習の継続が、実習実施機関の倒産、監理団体又は実習実施機関が不正行為認定を受けたこと等により不可能になった場合において、技能実習生に責がなく、かつ、本人が継続して実習を希望するときには、監理団体及び実習実施機関は相互に協力して新たな受入れ機関を確保するよう努める必要がある。また、推進事業実施機関においては、監理団体又は実習実施機関から協力を要請された場合には、関係機関と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の実習実施機関で技能実習を継続することが可能となるよう、新たな受入れ先の開拓、情報提供等の支援を実施するものとする。

11 技能実習制度推進事業実施機関の役割等

- (1) 推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。
- (2) 監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援等
厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする技能実習制度推進事業を推進事業実施機関に委託して実施する。
 - イ 公的評価システム認定会議の設置及び認定（2の(3)）
 - ロ 技能実習2号の技能実習計画の評価（6の(1)）
 - ハ 技能実習2号への移行に係る修得技能等の評価（7の(1)のイ）
 - ニ 修得技能等の評価の受験手続の支援（7の(2)）
 - ホ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施（10の(2)）
 - ヘ 監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施
 - ト 技能実習指導員の養成
実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。
 - チ 技能実習生手帳の発給
技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。
 - リ 技能実習生に対する母国語電話相談の実施
 - ス 監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催
地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。
 - ル 関係行政機関との会議等の開催
中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。
- (3) 推進事業実施機関は、技能実習制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。
 - イ モデル労働条件通知書の作成及び普及
実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。
 - ロ 日本語教育支援の実施
監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。
 - ハ 福利厚生事業の実施
技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。
 - ニ 教材の支援等

教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。

(4) 厚生労働省は、推進事業実施機関の名称等を毎年度公表する。

12 その他

厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。

技能実習移行対象職種 65職種121作業

1 農業関係(2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸 畑作・野菜
畜産農業	養豚 養鶏 酪農

2 漁業関係(2職種8作業)

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業 まぐろはえ縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 底曳網漁業 流し網漁業 定置網漁業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係(21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業

4 食品製造関係(7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻縮	缶詰巻縮
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業	加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業	乾製品製造 発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業

5 繊維・衣服関係(9職種16作業)

職種名	作業名
紡績運転	前紡工程作業 精紡工程作業 巻糸工程作業 合燃糸工程作業
織布運転	準備工程作業 製織工程作業 仕上工程作業
染色	糸浸染作業 織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業 丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係(15職種28作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業 銅合金鋳物鋳造作業 軽合金鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業 コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業 フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業 溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 開閉制御器具組立て作業 回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業

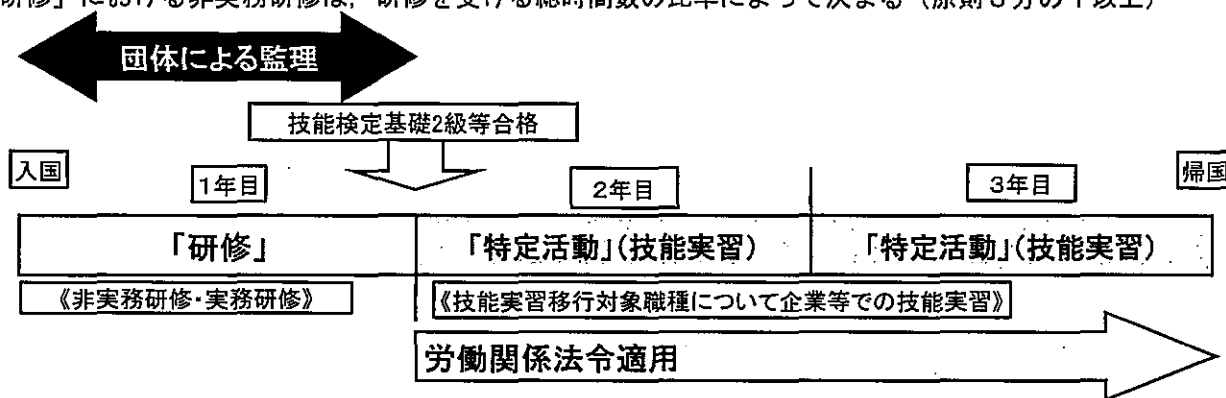
7 その他(9職種21作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	書籍製本作業 雑誌製本作業 商業印刷物製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業 ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業
溶接	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業

研修・技能実習制度の改正概要（団体監理型）

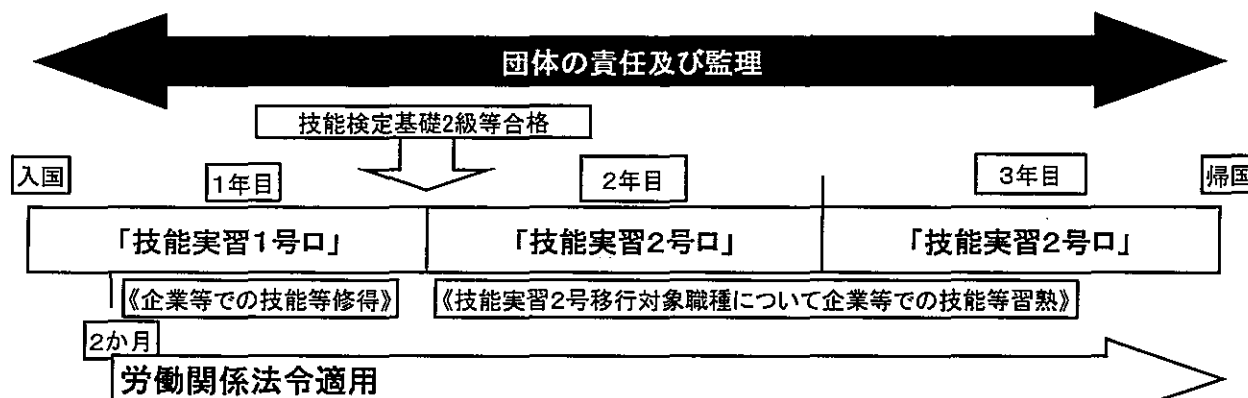
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 受入れ団体による監理は1年目の研修のみ
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる（原則3分の1以上）

現行



- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続

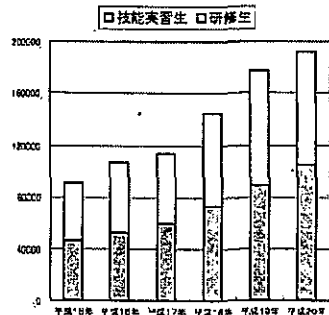
改正後



研修・技能実習制度の問題点と今後の措置

研修・技能実習制度の現状と問題点

研修・技能実習生の外国人登録者数の推移



過去10年間の推移

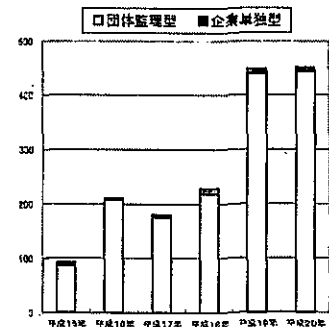
- ・「研修生」3倍以上増加 (平成10年末: 27,108人)
- ・「技能実習生」約7倍増加 (平成10年末: 15,486人)

(参考)
技能実習移行者数(平成20年) 62,520人

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
研修生	44,464	54,317	54,107	70,519	88,088	86,826
技能実習生	46,352	52,604	59,755	73,580	89,033	104,990
計	90,816	106,921	113,862	144,099	177,119	191,816

(単位: 人、各年末現在)

不正行為認定機関数の推移



不正行為の類型(上位3類型)(平成20年)

1. 研修生の所定時間外作業 30.8%
2. 労働関係法規違反 28.2%
3. 名義貸し 17.5%

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
企業単独型	5 (5.4%)	2 (0.9%)	5 (2.8%)	11 (4.8%)	9 (2.0%)	7 (1.5%)
団体監理型	87 (94.6%)	208 (99.1%)	175 (97.2%)	218 (95.2%)	440 (98.0%)	445 (98.5%)
計	92 (100%)	210 (100%)	180 (100%)	229 (100%)	449 (100%)	452 (100%)

(単位: 機関)

- 「企業単独型」の研修とは、本邦にある企業が海外の合弁企業、現地法人や取引先から研修生を受け入れる形態の研修
- 「団体監理型」の研修とは、商工会や事業協同組合、財団法人、農業協同組合などの団体の監理の下、傘下の組合員や企業の中で研修生を受け入れる形態の研修

現行制度の問題点

主に団体監理型の受入れで次のような問題点が顕在化している

- 一部の受入れ企業で「研修生・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われ、賃金不払い等の労働関係法令違反も発生」
- 受入れ企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体が存在
- 不当な利益を得るなどして、研修生をあ�せんする悪質な送だし機関やブローカーの存在

出入国管理及び難民認定法改正法による措置

労働関係法令の適用案

- 実習実施機関での技能等修得活動は雇用契約を締結して行われるため、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用される(法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄1号口及び2号口)

2 退去強制事由の追加

- 不正な研修・技能実習活動のあ�せん等を行った外国人を退去強制することができる(法24条3号の4)

上陸基準省令、団体要件省令等で規定する新たな要件(技能実習1号口)

技能実習生の保護に係る要件

- 実習実施機関での技能等修得活動を開始する前に監理団体による一定期間の講習の実施を義務付け(技能実習1号口8号)
- 講習において専門的な知識を有する外部講師による技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講習を義務付け(技能実習1号口8号)
- 技能実習生の技能等の修得活動前に実習実施機関等が労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じていること(技能実習1号口12号)
- 監理団体による技能実習生のための相談体制の構築(団体要件省令1条4号)
- 実習実施機関での技能実習が継続不能となった場合、監理団体が技能実習生の新たな受入れ先確保に努めること(団体要件省令1条5号)
- 実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したことを証する文書を入国の審査の際に提出(施行規則別表第3)

2 団体による監理の強化に係る要件

- 3か月に1回以上監理団体の役員が技能実習の監査を実施し、その結果を地方出入国管理局へ報告すること(団体要件省令1条3号)
- 技能実習に係る技能等について一定の知識等を有し、適正な技能実習計画を策定する能力のある役職員(当該団体の監理の下で技能実習を実施する実習実施機関の役職員を兼務する者を除く。)が当該計画を策定すること(団体要件省令1条7号)
- 1か月に1回以上監理団体の役員が実習実施機関を訪問し、技能実習の実施状況の確認及び指導を行うこと(団体要件省令1条8号)

3 退去の事由に係る要件

- 不正行為の対象となる事由を省令で明確化(技能実習1号口16号)
- 入国後等重篤な不正行為を行った場合は受入れ停止期間を5年間に延長(技能実習1号口16号)
- 受入れ側の機関又はその役員等が「入国法・労働法等の労働関係法令に規定する罪」により刑に処せられたことがある場合は、その執行が終了し又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること(技能実習1号口19号、33号、38号)
- 受入れ側の機関の役員等が「過去5年間に他の機関で役員等として技能実習の監理等に在任した」ことがあり、その在任中に当該他の機関で不正行為を行い技能実習生の受入れが停止となっている場合は、当該期間が経過していること(技能実習1号口20号、34号、39号)
- 送だし側の機関又はその役員等が「過去6年間外国人に不正に在留資格認定証明書の交付等を受けさせる目的で偽造文書等の行使又は提供を行っていないこと(技能実習1号口40号)」

4 不当な金品徴収の禁止に係る要件

- 送だし機関等が保証金等を徴収し、又は労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われていないこと(技能実習1号口6号)
- 技能実習に関係する機関相互の間で、技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われていないこと(技能実習1号口7号)
- 不適正な取決めがないか確認するために送だし機関と技能実習生本人との間の契約書等を入国の審査の際に提出(施行規則別表第3)
- 監理団体の監理費用を技能実習生に直接又は間接に負担させないこと、また、監理団体が実習実施機関から監理費用を徴収する場合は金額及び使途を明示すること(団体要件省令1条6号)

